

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	実績判定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（下記注意事項参照）において5分の1（20％）以上であること。			チェック欄 ✓
		実績判定期間	
経常収入金額（㊸の金額）		①	274,622,937円
総収入金額		㊿	1,001,639,315円
控除金額	国の補助金等の金額（㊾欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊿	157,844,291円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊿	567,940,740円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊿	0円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊿	0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄の「（ ）」）	㊿	0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	1,231,347円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	0円
差引金額（㊿-㊿-㊿-㊿-㊿-㊿-㊿-㊿-㊿-㊿）		㊿	274,622,937円
寄附金等収入金額（㊿の金額）		②	113,663,886円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）		㊿	67,136,076円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	9,072,786円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	0円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	1,231,347円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㊿欄）	㊿	0円
差引金額（㊿-㊿-㊿-㊿-㊿）		㊿	56,831,943円
会費収入（㊿欄と付表2（相対値基準用）㊿欄のうちいずれか少ない金額）		㊿	56,831,943円
国の補助金等の金額（㊿欄の金額を限度とする。）		㊿	0円
合計金額（㊿+㊿+㊿）		㊿	113,663,886円
基準となる割合（㊿÷㊿）		③	41.38%

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	実績判定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
-----	-------------------	--------	---------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㉑	67,136,076 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㉒	0 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（ $(\text{㉑}-\text{㉒}) \times 10\%$ ））	㉓	6,713,607 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（ $(\text{㉑}-\text{㉒}) \times 50\%$ ））	㉔	33,568,038 円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

㉑のうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額	㉕	1,231,347 円
---	---	-------------

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

寄附金の合計額が20万円以上の役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉓（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉔）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
該当なし		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	㉖	() 0 円	() 0 円	() 0 円
㉕欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 ㉗欄以外の者	㉗ 7,250,000 円	7,250,000 円	0 円
		() 58,654,729 円	() 49,581,943 円	() 9,072,786 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	㉘	() 0 円		
休眠預金等交付金関係助成金	㉙	() 0 円		
合 計（㉖＋㉗＋㉘＋㉙）	㉚	() 65,904,729 円		() 9,072,786 円

（注意事項）
①～③の各欄の「（ ）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	実績判定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
-----	-------------------	--------	---------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会員規約第4条 正会員（個人）：一口10,000円／年 以上 正会員（団体）：一口100,000円／年 以上	☒ はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である	会員名簿 157人（うち役員7名）（令和6年3月31日現在）	☒ はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額		①	126,180,000円
公益的活動の割合（第2表③欄）		②	0%
①から控除する金額（①×②）		③	0円
差 引 金 額（①－③）		④	126,180,000円

↓

第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、
第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

(注意事項)

- ・ 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			✓
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
		実績判定期間	
すべての事業活動に係る金額等		①	（指標） 994,899,863 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		②	0 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①a	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	①b	0 円
	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	①c	0 円
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	①d	0 円
	ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	①e	0 円
合 計 (a+b+c+d+e)		①f	0 円
基準となる割合 (②÷①)		③	0%

（注意事項）

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第 3 表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分		①	②	③	④	⑤	
①	平成31年4月1日～令和2年3月31日	人	人	%	人	%	
②	令和2年4月1日～令和3年3月31日	人	人	%	人	%	
③	令和3年4月1日～令和4年3月31日	人	人	%	人	%	
④	令和4年4月1日～令和5年3月31日	人	人	%	人	%	
⑤	令和5年4月1日～令和6年3月31日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		19 人	0 人	0%	2 人	10.5%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第 3 表）は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものを行い、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		人	人	人	人	人	人	19人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	2人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
竹村 公太郎		理事								○	平成18年5月26日 就任
菅 和利		理事								○	平成16年11月24日 就任
水谷 重夫		理事								○	令和元年6月20日 就任
石渡 幹夫		理事								○	令和4年6月20日 就任
磯部 光徳		理事								○	平成27年6月24日 就任
市川 直美		理事								○	平成28年6月15日 就任
粕谷 明博		理事								○	令和2年6月24日 就任
栗原 淳一		理事								○	令和6年6月24日 就任
小林 祐一		理事								○	令和3年6月23日 就任
阪ノ下 健		理事								○	令和5年6月22日 就任
塩路 勝久		理事								○	平成30年6月18日 就任
清水 亨		理事								○	平成30年6月18日 就任

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	就任・退任 年月日
寶 馨		理事								平成16年11月24日 就任
塚原 浩一		理事								令和2年6月24日 就任
藤塚 哲朗		理事								平成30年6月18日 就任
吉村 和就		理事								平成28年6月15日 就任
渡邊 紹裕		理事								令和4年6月20日 就任
藤芳 素生		監事								平成16年11月24日 就任
高村 裕平		監事								令和6年6月24日 就任
南 哲行		理事								平成30年6月18日 就任、令和6年6月 24日退任
黒川 純一良		監事								令和4年6月20日 就任、令和6年6月 24日退任
	以下余白									

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	弥生会計使用 (ルーズリーフ)	都度	7年
仕訳日記帳	弥生会計使用 (ルーズリーフ)	都度	7年
貸金台帳	弥生給与使用 (ルーズリーフ)	月1回	7年
固定資産台帳	弥生会計使用 (ルーズリーフ)	都度	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(第4表 次葉)

ハ

項 目	実績判定期間	
事業費の総額	①	994,899,863 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	994,899,863 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目	実績判定期間	
受入寄附金総額	①	67,136,076 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	67,136,076 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘 定 科 目	金 額
	円

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及び二）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム																																														
役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。 （注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。 ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。） <table><tr><th>氏 名</th><th>職 名</th><th>法人との関係 (注2)</th><th>報酬・給与の 区 分</th><th>支 給 期 間 等</th><th>支 給 金 額</th></tr><tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td>給与</td><td>平成31年4月1日～ 令和6年10月25日</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>給与</td><td>平成31年4月1日～ 令和6年10月25日</td></tr><tr><td>給与</td><td>平成31年4月1日～ 令和元年6月30日</td></tr><tr><td>給与</td><td>平成31年4月1日～ 令和6年10月25日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。 ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 <table><tr><td>集 計 期 間</td><td>平成31年4月1日 ～ 令和6年10月25日</td></tr><tr><td>給 与 を 得 た 職 員 の 総 数</td><td>左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額</td></tr><tr><td>21 人</td><td>231,490,583 円</td></tr></table>						氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額				給与	平成31年4月1日～ 令和6年10月25日		給与	平成31年4月1日～ 令和6年10月25日	給与	平成31年4月1日～ 令和元年6月30日	給与	平成31年4月1日～ 令和6年10月25日																			集 計 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年10月25日	給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	21 人	231,490,583 円
氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額																																										
			給与	平成31年4月1日～ 令和6年10月25日																																											
			給与	平成31年4月1日～ 令和6年10月25日																																											
			給与	平成31年4月1日～ 令和元年6月30日																																											
			給与	平成31年4月1日～ 令和6年10月25日																																											
集 計 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年10月25日																																														
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額																																														
21 人	231,490,583 円																																														

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム																																																																																																				
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 (1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等	該当なし				円						円						円						円						円						円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	該当なし				円						円						円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																																																
該当なし				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																																																																																
該当なし				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		資料英訳作業委託料	R6.8.28 ～ R6.8.30	451,000 円	業務委託契約に基づく
		出向者負担金	R6.4.1 ～ R6.9.30	1,500,000 円	協定書に基づく
		出向者負担金	R6.4.1 ～ R6.5.31	200,000 円	協定書に基づく
		動画制作委託料	R6.4.16 ～ R6.5.15	165,000 円	見積書・請求書に基づく
		テクリス登録料	R6.6.1 ～ R6.8.31	37,950 円	料金表のとおり (契約に基づく)
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	2,299,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	249,700 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	1,547,700 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加 費用の受け取り (第10 回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	2,299,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
		日本バビリオン参加	R6.5.20	1,397,000 円	募集要項及び申込内容に基づく

	費用の受け取り(第10回世界水フォーラム)	～ R6.5.25		
	日本パビリオン参加費用の受け取り(第10回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	2,548,700 円	募集要項及び申込内容に基づく
	日本パビリオン参加費用の受け取り(第10回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	99,000 円	募集要項及び申込内容に基づく
	日本パビリオン参加費用の受け取り(第10回世界水フォーラム)	R6.5.20 ～ R6.5.25	249,700 円	募集要項及び申込内容に基づく

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

該当なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		R6.8.7	583,200 円	カンボジアの農村における水と衛生の改善支援
		R6.8.9	2,000,000 円	インドネシアの農村における水と衛生の改善支援 (京都世界水大賞賞金)
		R6.9.27	219,795 円	ウガンダの農村における水と衛生の改善支援
		R6.9.27	219,795 円	ウガンダの農村の学校における水と衛生の改善支援
		R6.9.27	219,795 円	ケニアの農村における水と衛生の改善支援
		R6.9.27	219,795 円	マラウイの農村における水と衛生の改善支援
		R6.9.27	219,795 円	パキスタンの農村におけるかんがい用水路の改修支援

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）							
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類							
ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>☐</td> </tr> </table>	同	意	☒	☐
同	意						
☒	☐						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分には違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ ☐	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。			✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無	
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ	
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ	
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ	
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ	
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ	
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ	

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム					
事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄 附 金 充 当 予 定 額
政策提言 世界水フォーラムへの 参画及びアジア・太平 洋水フォーラムの運営 等を通じた国内外の 水問題に関する政策 提言及びそのフォロー アップ、調査研究、 並びに連携促進事業	主に、アジア太平洋地域の水課題解決に必要な公共・民間部門の能力強化、資源動員を促すために、国際会議やウェビナー、報告書を通じて、アジア・太平洋水フォーラム(APWF)メンバー機関が有する英知を結集し、政策提言・行動提案を行います。	継続実施	東京 及び 世界 各地	18 人	水関連分野に携わる多様な利害関係者、世界(とりわけアジア太平洋地域)の不特定多数の市民	1,000 万円
日本の叡智の世界への発信 日本の技術・経験等に関する情報発信事業、並びに諸外国との技術交流・経験共有に係る事業	・国内外の関係者とのネットワークを一層強化していきます。 ・日本の経験や技術について、第 11 回世界水フォーラム(2027 年)などの国際会議・展示会等にて積極的な議論・発信を行い、地下水を含む世界の健全な水循環の維持・回復に繋がっていきます。 ・また、統合水資源管理の実施事例や経験を共有し、各国・途上国の課題解決に必要な官民連携を後押しします。	継続実施	東京 及び 世界 各地	18 人	水関連分野に携わる世界の利害関係者、不特定多数の市民	250 万円
草の根活動の支援 水関連課題を抱える 発展途上国及び国内 外地域に対する支援	この事業では、発展途上国等の政府支援が及ばない場所で、水問題を解決しようと活動している草の根団体に着目します。特に、井戸整備や雨水貯留による飲料水アクセス確保・トイレ改修など、草の根団体から地元の水問題を解決するために熱望されたプロジェクトの審査をして、その支援を行います。	継続実施	東京 及び 世界各 地(発 展途上 国等)	18 人	発展途上国等で水問題に苦しむ市民 年間 6,000 人程度	2,500 万円
人材育成・啓発 国内外の水問題の解決促進に向けた人材育成、関心喚起及び普及啓発事業	小学生とその家族、高校生世代、一般を対象に、水問題への関心喚起や水問題の解決能力向上を目的としたワークショップやシンポジウム等を開催します。また、毎年全国で開催される打ち水大作戦を支援します。	継続実施	東京 及び 世界各 地	18 人	日本を含む世界の不特定多数の市民	1,200 万円
国内外の水問題に関する調査研究 上記事業を実施するための調査・研究事業	政策提言、情報発信、草の根活動、人材の育成及び啓発活動を実施するための調査・研究	継続実施	東京 及び 世界各 地	18 人	世界の不特定多数の市民	250 万円